

週休2日制（土日現場閉所）の経費補正における積算要領

1 適用範囲

県土整備部所管の土木請負工事で、諸経費体系が一般公共^{*}、機械設備、電気設備を対象とする。

^{*}一般公共の工種区分は河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良、PC橋、舗装、砂防・地すべり等、鋼橋架設、公園、電線共同溝、道路維持、河川維持、トンネル、下水道、共同溝等、コンクリートダム、フィルダム、砂防堰堤、港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食、橋梁保全

2 経費の補正

経費の補正については、週休2日制（土日現場閉所）の達成状況に応じ、一般公共（港湾工事4工種^{*}除く）、一般公共（港湾工事4工種^{*}）、機械設備、電気設備の別により下記のとおり計上する。

^{*}港湾工事4工種は港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食をいう。

2.1 補正の対象

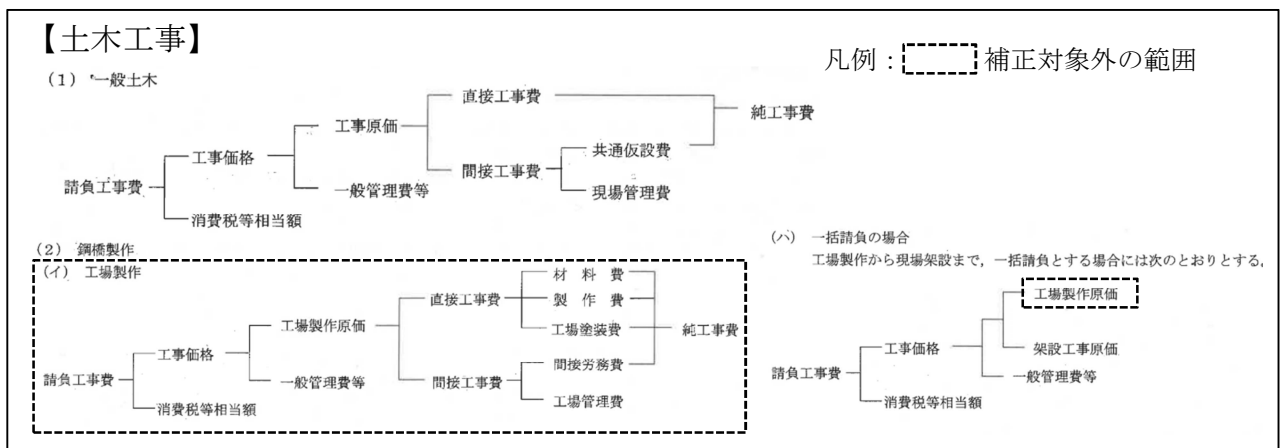
2.1.1 一般公共（港湾工事4工種除く）

補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正
 土木工事標準単価：建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の各達成状況に応じた単価を適用

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 市場単価：労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ④ 工場製作等に係る範囲(下図参照)については全ての補正の対象外



2. 1. 2 一般公共（港湾工事 4 工種）

補正は労務費のみを対象とする。なお、施工パッケージについては下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費について補正

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：港湾 5 職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）及び測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 土木工事標準単価：労務費補正の対象外
- ② 市場単価：労務費補正の対象外
- ③ 見積施工単価：労務費が区分できない場合は労務費補正の対象外
- ④ 工場製作等に係る範囲についての労務費は労務費補正の対象外

2. 1. 3 機械設備

補正は機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

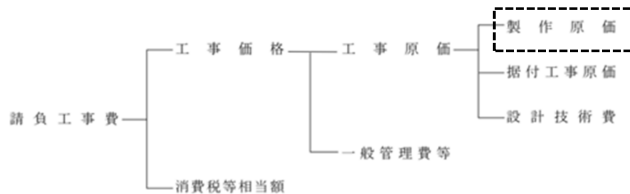
施工パッケージ：積算地区単価における機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正

土木工事標準単価：建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の各達成状況に応じた単価を適用

ただし、下記については補正の対象外とする。

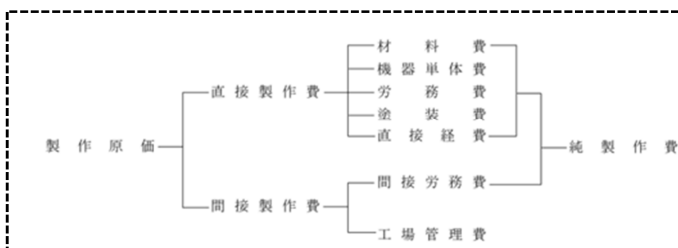
- ① 市場単価：機械経費（賃料）補正の対象外
- ② 見積施工単価：機械経費が区分できない場合は機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 製作原価に係る範囲(下図参照)については全ての補正の対象外

【機械設備工事】



凡例： 製作原価 補正対象外の範囲

1 製作原価



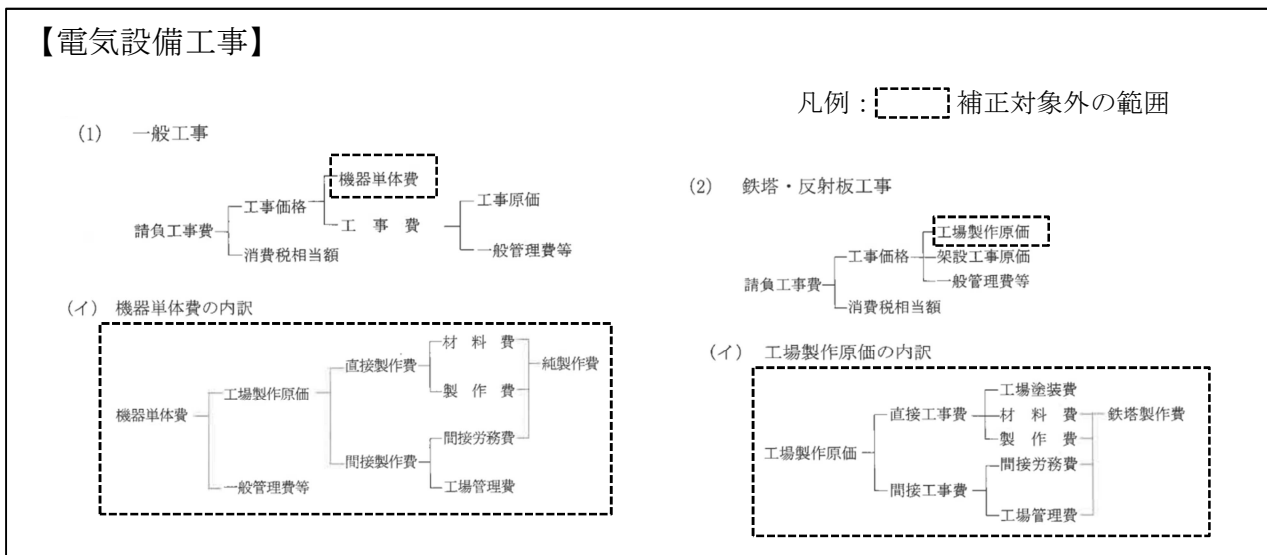
2. 1. 4 電気設備

補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正
 土木工事標準単価：建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の各達成状況に応じた単価を適用

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 市場単価：労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ④ 機器単体費及び工場製作原価に係る範囲(下図参照)については全ての補正の対象外



2. 2 週休2日補正係数

2. 2. 1 一般公共（港湾工事4工種除く）

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

2. 2. 2 一般公共（港湾工事 4 工種）

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4 週 8 休以上 (100%)	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (87.5~100%)	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (75~87.5%)
労務費	1.05	—	—
機械経費(賃料)	—	—	—
共通仮設費率	—	—	—
現場管理費率	—	—	—

2. 2. 3 機械設備

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4 週 8 休以上 (100%)	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (87.5~100%)	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (75~87.5%)
労務費	—	—	—
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

2. 2. 4 電気設備

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4 週 8 休以上 (100%)	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (87.5~100%)	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (75~87.5%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

2. 3 補正方法等

2. 3. 1 補正方法

(1) 労務費、機械経費（賃料）の補正について

労務単価、機械賃料単価に 2. 2 に示す補正係数を乗じる。

(2) 諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率）の補正について

(1) により労務・機械経費（賃料）に補正を行った共通仮設費対象額 P' について「土木工事標準積算基準書（共通編）②間接工事費 2. 共通仮設費」に基づき、

共通仮設費率 Kr' を算出し、 Kr' に補正係数を乗じる (Kr'')。共通仮設費対象額 P' に Kr'' を乗じ、共通仮設費率分を算出する。

(1) による労務・機械経費 (賃料) の補正、上記による共通仮設費の補正を行った現場管理費対象額 Np' について「土木工事標準積算基準書 (共通編) ②間接工事費 3. 現場管理費」に基づき、現場管理費率 Jo' を算出し、 Jo' に補正係数を乗じる (Jo'')。現場管理費対象額 Np' に Jo'' を乗じ、現場管理費率分を算出する。

2. 3. 2 端数処理

(1) 労務費、機械経費 (賃料) の端数処理について

1) 労務費について

週休 2 日補正を含む補正係数を全て乗じた後、1 円単位 (1 円未満切り捨て) とする。

2) 機械経費 (賃料) について

週休 2 日補正係数を乗じた後、有効数字 4 桁目を四捨五入し有効数字 3 桁とする。ただし、有効数字 4 桁目が小数点以下の場合は、小数第 1 位を切捨て整数止めとする。

(2) 諸経費率 (共通仮設費率、現場管理費率) の端数処理方法について

各率算出時、施工地域補正等係数計上時、週休 2 日補正計上時のそれぞれで小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2. 4 補正適用時期

上記補正については、当初積算では適用せずに、週休 2 日制 (土日現場閉所) の達成状況を踏まえ、最終変更時に適用する。

3 適用

この要領は、単価適用年月日が平成 30 年 10 月 1 日以降の週休 2 日制度対象工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。